

建築士法

令和1年 No.21 建築士法

No.1. 業務の種別に変更があったときは、30日以内に届け出なければならない。
法 5条の2 (住所等の届出)

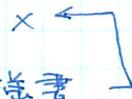
2項

規則8条(項3号) → ○

No.2. 設計図書とは、仕様書を含まない。

法 2条(定義)

6項 設計図書とは、図面(現寸図除く)及び仕様書



No.3. 面積 450m²、高さ10m、軒の高さ7m 未満の階建(2階、2.5階)の不規模修繕に係る設計は。

法 3条(一級建築士でなければいけない) → ○

2項 1項、2号 不造高213m、軒高9m 超

法 3条の2 (一級、二級でなければいけない) → ○

2項 1項、2号 不造300m超又は3階

法 3条の3 (一級、二級、不造建築士でなければいけない) → ○

1項 不造100m超 → ○

一級、二級、不造建築士でなければいけない

No.4. 面積 400m² 再委託の場合、設計不必要、受託者の名又は名跡、事務所の名称、所在地を

法 22条の3の3(面積300m²超の契約内容) → ○

相互に交付する書面に記載しなければならない

1項 相互に交付 規則17条の38 1項大号 → ○

令和1年 No.22 建築士法

No.1 建築物に関する調査、鑑定、手続の代理を業者と行うときは 建築士事務所登録を受けることとする
法 23条(1項) → ○

No.2. 登録を受けた都道府県以外の区域においても 設計等を行ってよい

法 23条(1項、2項) → ○

No.3. 施設者は 管理建築士の意見を尊重しなければならない。

法 24条 4項 5項 → ○

No.4. 面積 400m² の新築工事に係る設計を一括して再委託することができる

法 24条の3(再委託の制限) → ○

2項 300m²超の業務を再委託してはならない ↑ X

令和1年 No.23 建築士講習

No.1. 二級建築士と2講習を修了した者が、新たに一級建築士事務所の管理建築士となる場合。

法 24条(建築士事務所の管理) → ○

2項 建築工として3年以上の業務経験後 講習を修了した建築工 → X

No.2. 所属する一級建築士は 業務に従事しない場合でも、定期講習を受けることとする。

法 22条の2(定期講習) → ○

一号

No.3. 講習設計一級建築士の交付を申請することができる。5年以上の業務従事後 講習を

法 10条の3 → ○

申請前1年以上に修了した者である

No.4. 設計等の業務の報告書に 講習設計一級建築士定期講習を受けて年月日を記載しなければならない

法 23条の6 四号

規則20条の3(項2号) → ○

平成30年(10.21) 建築基準法、建築士法

N01. 自己の責任において設計図書の一部を変更するときは
法19条 (設計の変更) → ○

N02. 60m超の構造設計は構造設計一級建築士が規定による確認を受けなければならない
法20条の2 法20条-3
1項 構造設計一級建築士が設計を行った場合
2項 " " " " → ○

N03. 構造設計一級建築士の実務が義務付けられた建築物の工事監理は、構造設計一級建築士以外の
法20条の2
1項、2項 構造設計 → ○
-級建築士が行うことを認める

N04. 免許を受けた後3年を超えた日以後に所屬(7月場合、所屬した日から)年以内に講習を受ける
法22条の2 (定期講習)
規則17条の36 (定期講習の受講範囲)
" の37 一月口座満額 → X

平成30年(10.22) 建築士法

N01. 一級建築士事務所の管理建築士(2. 一級建築士)は3年以上の業務の後に講習を修了して建築士で
法24条 2項 建築士(23年) → X
なければなりません。

N02. 管理建築士の名前の変更は2箇月以内に届け出なければならない
法23条の5 (変更の届出)
1項 法23条の2-3号、3号、4号、5号に変更、2箇月以内 → ○
2項 " 5号に変更 3月以内

N03. 他の建築士事務所との提携及び提携先に行われる業務の範囲の案の伝達等、管理建築士の
法24条3項 3号 → ○
技術的仕事に含まない

N04. 都道府県知事は、建築士事務所に立ち入り、検査士による検査
法26条の2 (報告及び検査) → ○

平成30年(10.23) 建築士法

N01. 基準法違反に免許取消された者は、5年経過した場合は、免許を受けなことができる。
法7条 (絶対的欠格事由)
④号 法10条1項に該当する(5年後) → ○
法10条1項 1号 基準法違反

N02. 道路交通法違反で禁錮以上の刑に処せられた場合、免許取消(の対象とはならぬ)
法7条 2号 禁錮以上の刑
法8条の2 2号 法7条2号に該当する → X
法9条 (免許取消) 2号、3号

N03. 懲戒処分を受けたとき、都道府県知事は、事務所の登録を取り消すことができる
法10条 (懲戒) 2項
法26条 (監督処分) 5号 建築士が法10条1項の処分を受けたとき → ○

N04. 建築士でないものが設計を行ったときは、都道府県知事は事務所の登録を取り消すことができる
法26条 2項 1号 → ○